

PPAによる公共施設(市有遊休地)へのPV導入事業提案競技 質問及び回答

No.	受付日	質問		回答
		件名	内容	
1	11月21日	履行にあたり必要な要件について	質問内容(募集要項 P1) ・必要とされる富山市競争入札参加資格の種別は以下のいずれか? - 建設工事・建設コンサルタント業務等 - 物品購入等 - 清掃及び設備保守点検等業務委託	いずれでも差し支えありません。
2	11月21日	履行にあたり必要な要件について	(募集要項 P3) イ 過去の履行実績について ・①の履行実績として認められるものは、「当該地区におけるPPA 事業の参画実績」を保有するものが、「今回の事業実施体制の中に含まれていること」という理解で良いか。 ・②の履行実績として認められるものは、「所定の発電設備の施工実績」を保有するものが、「今回の事業実施体制の中に含まれていること」という理解で良いか。	どちらの要件も、参加表明者が要件を満たしていることが必要です。「太陽光発電設備の設置事業に参画した実績」には、当該設置事業の工事を行った施工事業者としての実績のみでなく、その発注を行った発電事業者、PPA契約により電力供給を行った場合の小売電気事業者も含まれます。
3	11月21日	履行にあたり必要な要件について	(募集要項 P3) イ 過去の履行実績について ・②の履行実績において、500kW 以上の太陽光発電設備の設置事業とはパネル容量(DC 容量)の認識で良いか。	太陽光発電設備の容量は太陽光パネルの容量でご判断ください。
4	11月21日	履行にあたり必要な要件について	(募集要項 P3) ウ 責任者の資格、経歴について ・①事業実施体制に一級建築士を含めるとあるが、一級建築士を含めるのは設計・建設期間中のみとの理解で良いか? それとも 20 年間の事業期間中継続して含める必要があるか?	一級建築士の専門的知見が必要な設計・建設期間中のみで差し支えありません。
5	11月21日	履行にあたり必要な要件について	(募集要項 P3) エ 共同事業体での参加について ・共同企業体での参加ではないこととあるが、これはJVやSPCでの参加は認めないという理解で良いか。	募集要項の資格要件に定める「共同企業体」とは、複数の者で構成される共同企業体を指し、その参加は認めません。資産の流動化に関する法律における特定目的会社であっても、募集要項に定める資格要件を満たせば参加することができます。
6	11月21日	事業概要について	(仕様書 P1) エ 供給候補施設について ・供給候補施設一覧に含まれる施設全てに供給し、かつ、余剰電力が発生する場合、供給候補施設一覧に含まれない施設にも供給する内容の提案を実施しても問題ないか。	富山市への供給は供給候補施設一覧に記載の施設のみを前提に提案してください。 余剰電力が発生する場合、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金)実施要領別紙2イ(キ)hに定める要件を満たす富山市所有以外の公共施設及び農林漁業関連施設に供給する提案としてください。
7	11月21日	事業概要について	(仕様書 P1) キ 設備の譲渡について ・運開から 20 年経過後、同サービスを数年延長するという再契約の選択肢はあるか?	受託候補者特定後、協議するものとします。
8	11月21日	事業期間について	質問内容(仕様書 P1) 事業期間とは以下の認識で良いか。 ・事業期間=契約期間 ・契約期間は、発電所の電気を供給開始した日(運転開始日)から 20 年間 ・事業期間は、準備期間+契約期間+撤去期間の合計(21 年と数か月) 準備期間: 契約締結日から運転開始日までの期間(約 1 年程度) 撤去期間: 契約期間終了日から撤去完了日までの期間(数か月程度)	事業期間は、太陽光発電設備設置にかかる準備期間、電力供給契約期間、設備撤去の期間を含みます。
9	11月21日	受託候補者の確定日および契約について	(仕様書 P1) プロポーザルに関するスケジュールを確認すると、令和 6 年 12 月 25 日までに提案書を提出し、令和 7 年 1 月中下旬に選考委員会によるヒアリング実施とある。 その後、審査を実施し、受託候補者を選定・公表の流れになると想定されるが、候補者が確定するのはいつ頃になるか。 また、候補者確定後に契約締結となるが、契約協議に時間を要すると考えられるため、契約はいつまでに締結する必要があるか。 (契約書の雛形はあるか)	受託候補者の特定は、1月下旬頃となる見込みです。 太陽光発電設備導入実施対象候補地の土地賃貸借契約については、受託候補者特定後、可及的速やかに行い、少なくとも2月中に仮契約を締結する必要があります。設備設置、設備撤去を含む電力供給契約にかかる契約は受託候補者と詳細な業務仕様を協議し、協議が整い次第締結します。 契約書雛形については、受託候補者特定後、協議するものとします。
10	11月21日	サービス料金単価について	(仕様書 P1 および募集要項 P1) 募集要項に記載のある「上限サービス料金単価」と仕様書に記載のある「サービス料金単価」において、サービス料金単価の考え方は別で良いか。 ・仕様書では、「サービス料金単価は、電力使用量に対する電力料金単価のみ」と記載があるため、上限サービス料金単価に含まれる発電側課金、託送料金等は含まれないと読み取れる。 ・上限サービス料金単価は、現状の税率、発電側課金、再エネ賦課金、託送料金を基に算出することとするが問題ないか。 導入する太陽光発電設備は、富山市施設への再エネ電気供給のための設備であるため、固定資産税は減免で良いか。 撤去費については、現状想定しうる費用をサービス費に含むこととするが、著しい物価上昇や法規制により新たに制定された事項により費用が嵩み事業継続を圧迫する事態となった場合についても事業者負担となるか? それとも協議の余地は残されているか? (リスク側に記載か?)	仕様書2.(3)ウは、基本料金の設定を行わない旨の記載であり、募集要項と同一です。 提案するサービス料金単価は、現状の税率、発電側課金、再エネ賦課金、託送料金を基に算出してください。 サービス料金単価は固定資産税等の租税公課を含んで、算定してください。 設備の撤去段階における著しい物価上昇、事業期間中の法制度の変更等、仕様書に定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議の上、決定します。
11	11月21日	供給候補施設一覧について	(仕様書 P1、仕様書別紙2) ・記載の候補施設の電力使用量について、事業期間に渡り日中使用量の大幅な減少(年間 5%以上の減少を想定)が発生しない前提で良いか。 ・大幅な減少が発生した場合には、代替となる供給施設を選定頂ける認識で良いか。 ・記載の候補施設について、太陽光発電等を本事業以外で、追加導入しない認識で良いか。	仕様書別紙2に記載の供給候補施設の電力使用量は、事業期間に渡り日中使用量の減少が発生しない前提で算定してください。 大幅な減少が発生した場合の代替となる供給施設の選定については、受託候補者と協議とします。 仕様書別紙2に記載の供給候補施設において、太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の追加導入予定はありません。

No.	受付日	質問		回答
		件名	内容	
12	11月21日	接続検討回答書等の連系に関する内容について	(仕様書 P2) ・工事費負担金については、発電事業者から送配電会社への直接支払とすることで問題ないか。(サービス料金単価を含む) ・接続検討回答書の権利を譲渡されるという考えで問題ないか。(申込者であるアールエから発電事業者へ権利譲渡) ・接続検討回答書の権利を譲渡される場合、いつ頃の譲渡となるか、連系は負担金の入金後から連系工事が進むため、遅くなると履行期限に間に合わなくなる虞がある。 (受託候補者確定後、すぐに権利譲渡可能か)	工事費負担金の支払いは、実施体制に含まれる事業者であればどの事業者が支払っても差し支えありません。サービス料金単価に含んでください。接続検討回答書の回答日が、2023年7月12日のため、再度の接続検討の必要があります。
13	11月21日	工事の実施について	(仕様書 P3) ・設置する太陽光発電設備および周辺機器について、指定のメーカーや型番はあるか。 (設備の所有者は発電事業者となるが、公共建築工事標準仕様が必要か) ・本事業説明用のパネルや標識に指定のサイズはあるか。また、説明パネルの標準フォーマットはあるか。	設置する太陽光発電設備及び付帯設備について、指定のメーカー、型番はありません。業務の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合でも、仕様書に準拠して施工してください。本事業の概要が分かる説明パネル、柵塀等に掲示する標識については、指定のサイズ、標準フォーマットはありませんので、受託候補者と協議の上、決定します。
14	11月21日	工事の実施について	(仕様書 P3) ・営業線である高山線に関して、JR 西日本との線路近接工事に係る事前協議は実施しているか。	実施していません。受託候補者は必要に応じて事前協議及び手続きを行ってください。
15	11月21日	事業用地について	(仕様書 P3) ・発電所建設予定地までの道路は除雪対象路か。	国道41号線から発電所建設予定地に至る市道については、今年度の除雪対象路ではありません。
16	11月21日	責任分担について	(仕様書 P4、仕様書別紙3) ・責任分担(リスク一覧)に富山市が貸付する土地にかかるリスク分担の記載が無いが、PPA 事業者の責めに帰さない事象で当該土地が損傷し、事業継続が困難となった場合や災害防止上必要な土地の修繕費用は富山市負担と考えて良いか? ・今後の検討とはなるが、当該土地の太陽光設備建設にあたり、調整池もしくは排水設備等の雨水処理施設を新設する必要がある場合、事業完了後にそれらの設備も合わせて撤去する必要があるか?	仕様書別紙3のとおり、導入実施対象候補地の天災等の不可抗力による事業の変更、中止、延期は市と事業者の両方でリスクと責任を分担することとなります。その他、仕様書に定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議の上、決定します。調整池もしくは排水設備等の雨水処理施設を新設する場合、仕様書4.(2)の設備に含みますので、事業完了時に撤去する必要があります。